埼玉県立川口特別支援学校　ＰＴＡ会則

第１章　名称

第１条　この会は、埼玉県立川口特別支援学校ＰＴＡといい、事務所を埼玉県川口市赤井 1234 番地、埼玉県立川口特別支援学校内に置きます。

第２章　目的

第２条　この会は、児童･生徒が、社会の形成者として尊敬されるように、人間としての全面的な発達と福祉の増進を図るために保護者と教職員が協力して家庭･学校 ･社会における教育条件の改善、充実に努めることを目的とします。

第３章　事業

第３条　前条の目的を達成するために、次のことを行います。

１　会員相互の理解と親睦を深め、会員の総意を集めて活動します。

２　家庭と学校の連携を密にし、児童･生徒が良い教育的環境で学習できるよう、整備･改善するため努力します。

３　児童･生徒の福祉の増進をはかるために研修等の諸活動をすすめます。

４　その他、この会の目的をはかるための必要な活動をすすめます。

第４章　方針

第４条　この会は前条を行うために次の方針にしたがって活動します。

１　この会の運営は民主的に行います。

２　会と目的を同じくする、他の諸団体や機関と協力します。ただし、会および会員は、その名において特定の政党･宗派に対しこれを支持したり、これを反対したりしません。

３　この会は営利を目的とした活動には関与しません。

第５章　会員

第５条　この会は、埼玉県立川口特別支援学校に在学する児童･生徒の保護者と常勤する教職員で構成します。

第６章　入退会

第６条　入退会は任意とし、会の趣旨に賛同する者を第５条の該当者から広く公募します。保護者会員の入会は家庭単位とし、所定の方法により入会届を会長に提出します。

第７条　卒業、転出等により第５条の資格を喪失した者は、退会したものとします。

第８条　第７条を除き、現に入会している者の中で、退会を希望する場合は所定の方法により退会届を会長に提出します。

第７章　役員および 監事

第９条　この会に次の役員と監事を 置きます。(教職員を含む)

１ 会長　１名
２ 副会長　若干名
３ 書記　若干名
４ 会計　若干名
５ 専門部員　若干名
６ 監事　１名

第 10 条　役員の任務は、次のとおりとします。

１ 会長は会を代表し、会の執行･財産の管理など一切の責任を負います。
２ 副会長は会長を補佐し、会長不在時は、その代理を勤めます。
３ 書記は諸般の日常会務の記録にあたります。
４ 会計は会計処理にあたります。
５ 役員は事業計画案･予算案･その他の事項を審議するとともに会計の執行にあたります。

第 11 条　監事はその年度の監査をします。

第 12 条　役員および 監事の 選出は次のとおりとなります。

１ 役員は全会員から立候補で募り、総会において選出されます。
２ 監事は役員以外の会員から選任し、会長が委嘱します。
３ 本会は顧問を置くことができます。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱します。

第 13 条　役員の任期は一年とし、再任することはできます。

第８章　顧問

第 14 条　校長は学校の責任者及び、学校に深い関係を持つ本会の顧問として役員会等に参加し、調整にあたります。

第９章　機関

第 15 条　この会に次の機関を置きます。

１ 総会　　２役員会

第 16 条　総会はこの会の最高議決機関であり、年度当初に開催します。なお、必要に応じて臨時に開くことができます。ただし、会長が必要と認めるときは、決議を書面･電磁的方法等に代えることができます。

総会では次の事項が行われます。

１　前年度の事業並びに決算報告の承認
２　新年度の事業計画および予算案の審議･決定
３　役員、会計監査の承認および就任
４　会則の改案
５　その他、重要事項の審議

総会の定足数は、全会員の 1/2 とします。ただし事前の議決権の行使･委任状をもって出席に代えることができます。総会の決議は出席者の過半数の信任を必要とすることとします。

第 17 条　役員会は必要に応じて開きます。

第 18 条　この会の活動を促進するために、必要に応じて専門部をおくことができます。

第 10 章　会計

第 19 条　この会の活動に関する経費は会費、その他の収入をもってあてます。

第 20 条　この会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月３１日までとします。

第 21 条　会費、その他の規定は別に会計規程を定めます。

第 11 章　付則

第 22 条　この会の運営に必要な事項は別に細則を定めることとします。

第 23 条　この会の会則は１９７５年（昭和５０年）4 月 1 日から施行します。
.

もっとも近い改正　　２０２５年（令和 7 年）5 月

埼玉県立川口特別支援学校　ＰＴＡ会計規程

第１条　この規程は、ＰＴＡ会則第１６条に基づき、会計に関し必要なことを定めることを目的とします。

第２条　会長は本会の会計に責任を負います。

第３条　この会の経理は総会で決議された予算に基づいて行わなければなりません 。

第４条　この会の資産、負債の増減及び移動の原因となる一切の事実は、明確に整理記録されなければなりません。

第５条　この会は次の帳簿を整えます。
（１） 収入確認書　　（２）支出決裁伺書

第６条　預金通帳の名義人は会長とします。

第７条　会費は保護者会員一家庭、教職員会員一名につき年額 3,600 円とします。会費は前年度繰 越金及び、新年度予算に基づいて減額することができます。減額の年度については、 年度末に差額を返金します。また、 本人の申請により会費を免除することができます。転入者については、転入した日の属する月より年額を 12 か月で割った金額で計算し集金します。転出者については、転出する日の属する月までを 12 か月で割った金額とし、差額は返金します。 会費引落業務は学校に委託することとします。

第８条　 支出行為にあたっては支出決済伺書により決裁を受け、１件 20 万円以上の契約、購入は２者以上から見積書を徴します。

第９条　会計は、その支払いにあっては正当な債権者であることを確認し、その請求書に基づいて帳簿等に必要事項を記入し、現金の引き渡しと引きかえに領収書を徴 するものとします。

第 10 条　予算の流用は役員会の承認を受けるものとします。

第 11 条　出納に関しては、校長、教頭及び事務部長の決裁を受けることとします。

第 12 条　会長は年１回会計監査を受けなければなりません。ただし、監査の求めがあった場合は随時監査を受けなければなりません。

付　則

本規程は　昭和５０年４月１日より施行します。
もっとも近い改正　２０２５年（令和７年）５月

埼玉県立川口特別支援学校　ＰＴＡ慶弔規定

１．　児童･生徒、保護者、教職員が死亡したとき、会長または副会長は学校より速やかに連絡を受けて対応いたします。
２．ＰＴＡ 会員および教職員会員配偶者、本校に在籍している子どもが死亡したときは、香典一万円を供えて弔意を表します。
３．　前の各項以外の場合でも、特別の場合は委員会において協議決定します。
４．　全て返礼を受けないものとします。
５．　該当者が出たとき、教職員を通じて会長に報告し承認を得た上で、教職員は会計に請求し、代表者がこれに届けます。
６．　慶弔見舞金の処理をしたとき、次回委員会にて報告します。

もっとも近い改正　　２０２５年（令和７年）　５月

会員情報の取扱いに関する規定

１．　会長は、会員世帯の児童生徒氏名及び所属の把握、兄弟姉妹が在籍する場合にはそれを把握、情報管理を行います。
２．　役員は、非会員を把握しません。また、学校へ非会員の開示を求めません。
３．　会長は、会費引落業務の委託、その他活動に必要な事項のために学校へ会員名簿 を開示します。
４．　役員は、会費免除対象者を把握しますが、これを口外しません。
５．　会長または副会長は、会員の弔事に対応しますが、これを口外しません。
６．　役員は、その他業務上知り得た個人情報を口外しません。また、役員退任後についても同様とします。
７．　転出により会員が資格を失ったとき、その情報を学校と共有します。

付　則

本規定は　令和７年５月より施行します。